

生ごみ減量化事業補助金制度が変わりました



簡易式容器（例）

4月1日からの
変更点

簡易式容器の容量が130リットル以上という制限をなくしました。

7月1日からの
変更点

7月1日以降に申請をした場合、補助金額の上限が次のようになります。

・簡易式容器、電動式容器ともに、購入価格の1/2で、上限5,000円

補助金の申請に必要なもの

- ・生ごみ減量化事業補助金交付申請書
- ・購入した方の氏名および購入した物が明記されている領収書
- ・印鑑（認印可）
- ・振込先口座のわかるもの（郵便局を除く）
※申請する方の本人名義の口座であること。もし、申請する方以外の口座への振り込みを希望する場合は、申請書に委任状を添付してください。

用語解説

簡易式容器…一般にコンポスターと呼ばれる菌の力を利用してたい肥を作る容器

電動式容器…電気を使用する生ごみ処理機

資源ごみ 収集団体育成助成金の 助成額が変わりました

資源ごみの収集団体（子ども会など）が集めた古紙は、以前は業者が無償で引き取るだけでした。しかし、少ない予算で活動する子ども会などに対して「せめて子どもたちの飲料代だけでも出してあげられないか」という趣旨のもとに助成金制度が始まりました。

最近では古紙業者の取引状況が好況にあることから、平成19年度から助成額を1キログラム当たり3円に減額することになりました。今後とも、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

6月は
環境月間
です

環境月間とは

昭和47年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法（平成5年）」で「環境の日」を定めています。

私たちにできる小さなことから始めましょう

近年、私たちの生活は、便利で豊かになりました。日本の家庭から排出される二酸化炭素は、日用品の製造や運搬、ごみ処理による排出量まで含めると、日本全体の排出量の約半分にもなります。まずは身の回りから地球の環境を守るため、暮らしを工夫してみませんか。

- ・近距離は、車の利用を控える
- ・電気製品の主電源を切る
- ・冷暖房の設定を1℃控えめに

☎北勢庁舎 生活環境課 ☎72-3946 ☎72-3748

地域への助成金

いなべ市花づくり運動助成

花とみどりあふれる快適な生活環境づくりを推進するため、自治会や老人会等、市民のみなさんが行う、地域での自主的な花づくり運動に対し3万円を上限とし、助成します。

☎員弁庁舎 まちづくり課 ☎74-5812 ☎74-5822